

# 行政通知の読み方・使い方

## 学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について

（平成29年11月30日総行第288号、29初健食第32号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長、各都道府県教育委員会総務主管部課長、各指定都市教育委員会総務主管部課長宛 総務省自治行政局行政課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）

解説・矢部 祐介（総務省自治行政局行政課監査制度専門官）

### 1 はじめに

これまで政府において進められてきた地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、三次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみてきた。これに加え、第四次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成26年閣法第66号））及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）により、委員会勧告事項については、一通り

検討したこととなった。このような成果を基盤とし、個性をいかし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要があるとして、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとされた。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うものとなっている。平成29年についても、地方分権改革に関する提案募集において、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき地方公共団体から提案がなされ、本稿に関係する提案を含む「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定。以下「対応方針」という。）が策定された。

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

◇平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）  
 （4）地方自治法（昭22法67）及び学校給食法（昭29法160）  
 学校給食費（学校給食法11条2項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭22政令16）158条1項4号）に該当するため、私人に委託することが可能であること  
 を、地方公共団体に平成29年中に通知する。  
 （関係府省：文部科学省）  
 「措置済み（平成29年11月30日付け総務

省自治庁行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)」

## 2 分権提案の経緯・趣旨

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、学校給食費における私人への徴収又は収納の事務の委託を行えるよう提案があった。

これは、学校給食費の私人への徴収又は収納の事務の委託が可能となることで、現状、金融機関の窓口における納入通知書払いしできない学校給食費のコンビニ納付が可能となり、住民にとっての利便性が向上するとともに、地方公共団体にとっても大きな課題となっている学校給食費の未納についての有効な対策となることが期待されることによるものである。

## 3 分権提案に対する対応の概要

### (1) 現行制度の全般の解説

地方公共団体は、法律又は政令に定めがある場合を除き、公金の「徴収」又は「収納」の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせるはならないこととされているが（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」

という。）第243条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第17号。以下「自治令」という。）第158条において、私人による公金の「徴収」又は「収納」の事務を一定の限度で認められている。

「徴収」……地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいう。

「収納」……調定及び納入の通知のあった地方公共団体の収入を受け入れる行為をいう。

「調定」……地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、長がその歳入の内容を調査して収入金額等を決定する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいう。

これは、公金はその性格からして取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することを要求されているものであるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。

自治法第243条の規定は、昭和38年の地方自治法改正時に現行の規定となったが、これは、それまで税金の源泉徴収・地方公営企業の料金の徴収等を除き、私人の公金取扱い

を禁止していた趣旨を原則としながらも、

① 常時徴収を必要とする徴収金で

② 責任の所在が明確であり

③ かつ公正の確保が期せられること

の三要件を満たす公金については、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれなく、さらに地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができる場合があるものとして、特定の歳入について私人の公金取扱いの制限を緩和したものである。

昭和38年の制度創設時において、使用料（自治令第158条第1項第1号）、手数料（同項第2号）、賃貸料（同項第3号）及び貸付金の元利償還金（同項第6号）については、  
・ 収納窓口以外の場所で常時徴収又は収納が行われるケースが多く、職員である出納員を常駐又は派遣することが現実的ではないこと（要件①）

・ 徴収又は収納の事務を私人に委託したとしても、自治令第158条第2項の規定によりその旨を告示することとされており、責任の所在が明確であること（要件②）

・ 収入金額は、条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであり、また、事務の委託を受けた者は、自治令第158条第3項の規定により、徴収し、又は収納した歳入

を、その内容を示す計算書を添えて、出納長若しくは収入役（現会計管理者）又は指定金融機関等に払い込まなければならないこととされ、自治令第158条第4項の規定により、出納長又は収入役（現会計管理者）が必要があると認めるときは、当該徴収又は収納の事務について検査することができることとされていることから、公正の確保が期せられること（要件③）から、前述の三要件を満たすものとして、私人への徴収又は収納の事務の委託が可能とされた。

その後、地方税（平成15年改正。自治令第158条の2に規定）について私人への収納の事務の委託が可能となり、構造改革特区等の提案募集等における提案を踏まえ、物品売払代金（自治令第158条第1項第4号）（平成16年改正）と寄附金（同項第5号）（平成23年改正）についても自治令第158条第1項に追加され、平成27年及び平成28年の地方分権提案に関する対応方針を踏まえ、自治令第158条第1項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金（同項第7号）（平成29年改正）が追加された。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（私人の公金取扱いの制限）

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
  - 二 手数料
  - 三 賃貸料
  - 四 物品売払代金
  - 五 寄附金
  - 六 貸付金の元利償還金
  - 七 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

**(2) 分権提案に関する対応方針**

地方公共団体が、徴収又は収納の事務を私人へ委託できる歳入は、(1)において述べたとおり自治令第158条第1項各号に掲げる歳入に限定されているところであり、同項第4号に規定する「物品売払代金」とは、自

治法第239条第1項に規定する物品、具体的には材料品・生産品、事務用品・事業用品、不用品・再用品、借入品・寄託品及び生産物を売り払った場合の対価となっている。

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条 この法律において「物品」と

は、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの

2～4（略）

◇物品売払代金の定義について

△『物品』の定義▽

地方自治法上、物品とは、同法第239条第1項の規定により、普通地方公共団体の所有に属する動産から、①現金（現金に代えて納付される証券を含む）、②公有財産に属するもの、③基金に属するもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産を除いたものをいう。

具体的には、物品はその用途、構造等に

より次のように分類される。

①備品、②消耗品、③動物

また、その態様により次のように分類される。

①材料品・生産品、②事務用品・事業用品、③不用品・再用品、④借入品・寄託品

△『生産物』の定義▽

生産物は、一般的には材料を器具、機械等の使用による労力によって産出される物をいい、地方公共団体における生産物は上記の物品の概念に含まれるものと考えられることから、地方自治法施行令第158条第1項第4号においては、生産物も含めて「物品売払代金」としている。

△物品売払代金の例について▽

・ 各種研修講座の教材費  
・ 不要物品の売払代金  
・ 農業研究所における農産物の売払代金  
・ 森林伐採に伴う木材の売払代金  
・ 有害鳥獣駆除に伴うジビエ加工肉の売払代金 等

これまで、学校給食費については所管省庁が明確な取扱いを示していなかったことから、各地方公共団体の判断により処理されてきたところだが、今般の提案を受け、所管省庁において、学校給食法（昭和29年法律第

160号）第11条第2項に規定する「『学校給食費』とは、『学校給食の対価』である」と整理された。

◇学校給食法（昭和29年法律第160号）（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

これにより、学校給食費は自治令第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当することが明確となったことから、現行制度においても、私人への徴収又は取納の事務の委託が可能である旨、地方公共団体へ周知を図るため、地方公共団体に対して通知を发出することとし、通知の发出に際しては、文部科学省と連名で发出することとした。

◇平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）

※再掲

（4）地方自治法（昭22法67）及び学校給食法（昭29法160）

学校給食費（学校給食法11条2項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭22政令16）158条1項4号）に該当するため、私人に委託することが可能であること、地方公共団体に平成29年中に通知する。

（関係府省・文部科学省）

〔措置済み（平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）〕

### （3）通知の内容

「学校給食費は、児童生徒が喫食する学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当するものと考えられることから、同項に基づき、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託することができること」を通知した（平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課長・文部科学省初等中等教育局健康

教育・食育課長通知）。

なお、宛先は、総務省からは、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長及び各指定都市議会事務局長とし、文部科学省からは、各都道府県教育委員会総務主管部課長及び各指定都市教育委員会総務主管部課長とした。

## 4 おわりに

学校給食費の私人への徴収又は収納の事務の委託については、現行制度においても委託可能であるところ、各地方公共団体においてその取扱いに差異が生じていることから、このたび通知により周知を図るものである。学校給食費を公会計化している地方公共団体においては適切な運用を行っていただきたい。

### 通知

学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について

平成29年11月30日総行第288号、29初健食第32号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長、各都道府県教育委員会総務主管部課長、各指定都市教育委員会総務主管部課長宛 総務省自治行政局行政課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知

平成29年地方分権改革に関する提案募集に

において、保護者が負担する学校給食費の納付に係る利便性の向上のため、コンビニエンスストア等で納付することができるよう、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託をすることに付いて提案がありました。

本提案の内容については、現行においても実施可能であり、下記のとおり通知します。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長・議会の議長及び教育委員会に対し、この趣旨を周知願います。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

学校給食費は、児童生徒が喫食する学校給食の対価として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当することから、同項に基づき、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託することができること。